

地域の要援護者支援対策に関する緊急提言

現在地方自治体では、来年4月からの生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法の施行に向け、予算編成及び体制整備の検討を本格化させているところであるが、国においては、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の平成26年度末での打ち切りや、セーフティネット支援対策等事業費補助金の抜本的な整理統合などにより、地方負担を伴う新たな補助金体系への見直しを進めている。

これまで地方自治体は、上記基金や補助金を活用し、生活保護受給者の自立支援、低所得者や離職者に対する住宅支援、ホームレス対策などを行い、生活保護制度を補完する形で地域住民の生活の安定を図ってきた。

しかし、国が予定している基金・補助金関連事業の整理・縮小は、地域の要援護者の自立支援といった地域福祉の水準を著しく低下させ、地域のセーフティネットの崩壊へと繋がってしまうことが強く懸念される。また、生活困窮者自立支援法等を円滑に施行するためには、法律を補完する基金・補助金関連事業の財源確保は必要不可欠である。

したがって、国は、これら地域福祉に貢献してきた緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）及びセーフティネット支援対策等事業費補助金関連事業を安易に後退させることなく、今後とも確実に継続させるため、これまでどおり国の責任において必要な財源を全額国庫で確保するよう、下記のとおり申し入れる。

記

- 生活困窮者自立支援法等の施行後においても、低所得者の自立支援等を推進するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を来年度以降も延長するとともに、補正予算等により基金の積み増しを行うこと。
- 生活保護適正化事業、自立支援プログラム策定実施推進事業、地域福祉増進事業、地域生活定着促進事業等を推進するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金は、これまでどおり国の全額負担のもと、着実な事業継続が図られるよう十分な財政措置を講じること。

平成26年11月28日

全国知事会

会 長

京都府知事 山田 啓二

社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一